

令和8年度 奈良市会計年度任用職員 教育支援課
(教育センター指導員)
募集要項

応募締切:令和8年3月5日(木)

I. 募集内容等

採用予定人数	(1)教育センター指導員(月額): 1名 (2)教育センター指導員(日額): 5名
職務内容	(1)教育センター指導員(月額) <ul style="list-style-type: none">・教育センターキッズ学びのフロアの施設(プラネタリウム・工作室・実験室等)を活用した、休日親子向け体験教室の企画・運営および指導・学校園を対象とした体験教室の企画・運営および指導・教育センター指導員の統括、および事業担当職員との連絡調整・外部講師との連絡調整・講座運営に係る事務全般(広報・参加者募集・館内展示の設営等) (2)教育センター指導員(日額) <ul style="list-style-type: none">・教育センターキッズ学びのフロアの施設(プラネタリウム・工作室・実験室等)を活用した、休日親子向け体験教室の企画・運営・学校園を対象とした体験教室の企画・運営・講座運営に係る事務全般(広報・参加者募集・館内展示の設営等)
募集要件	<ul style="list-style-type: none">・子どもが好きで、教育や体験活動に積極的に取り組める方・親子や学校園を対象とした体験教室の運営・サポートに意欲がある方・工作、科学、天文、プログラミングのいずれかの知識を持ち、子ども向けの講座を企画・実施できる方・パソコンの基本的な操作(Word、Excel、メール作成等)が可能な方・来館者に対して、丁寧かつ円滑なコミュニケーションがとれる方
受験資格	次のいずれかの資格を有する者、または採用予定日までに取得見込みの者 <ul style="list-style-type: none">・学芸員資格・放課後児童支援員認定資格研修修了・保育士登録、または教員免許(幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校等) ※各資格および免許状は、採用予定日において有効であること。
<p>※地方公務員法第16条に規定する下記の欠格条項に該当する方は応募できません。</p> <ul style="list-style-type: none">・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者・奈良市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者・日本国憲法の施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者	

2. 勤務条件等

任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日(予定)
勤務地	奈良市教育センター(三条本町13番1号) ※必要に応じて学校園への訪問あり
給与	<p>(1) 教育センター指導員(月額) 月額 185,250円／月 年間180日勤務</p> <p>(2) 教育センター指導員(日額) 日額 10,476円 × 14日～17日／月</p> <p>※土日祝日の勤務があります。</p> <p>※教育センター指導員(月額)は、期末勤勉手当の支給あり。ただし、在職期間に応じて、支給率は変動します。</p> <p>※片道2km以上の場合、通勤手当相当分の支給対象。ただし、上限・要件あり。</p> <p>※条例改正により、上記の給料単価に改正が生じる場合があります。</p> <p>※年度途中の条例改正により、任用開始日に遡及して給与に増減が生じる場合があります。</p>
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分(休憩時間:1時間) ※ナイトプラネタリウム・天体観察会実施日は、午前11時30分～午後8時15分
休日	年末年始、月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)
休暇	<p>(1) 教育センター指導員(月額): 年次有給休暇他</p> <p>(2) 教育センター指導員(日額): 特別休暇他</p>
職務	地方公務員法の服務に関する規定が適用となります。
条件付採用	地方公務員法第22条及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は全て条件付のものとし、採用後1か月間を良好な成績で勤務した時に会計年度任用職員として正式採用となります。
社会保険	奈良県市町村職員共済組合(健康保険)、厚生年金、雇用保険の適用があります。
災害補償	公務上の災害又は勤務による災害についての補償制度があります。
その他	受動喫煙防止対策として原則敷地内を禁煙としています。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特

	<p>定性犯罪の前科の有無を確認いたします。</p> <p>※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。</p>
--	--

3. 申込方法等

試験の方法	<p>1) 書類選考</p> <p>提出書類</p> <p>○免許状又は資格証等の写し(教員免許更新をした場合は「更新講習修了確認証明書」の写し、免許状更新講習免除対象者の場合は「免除証明書」の写し)</p> <p>○奈良市会計年度任用職員応募申込書兼履歴書(エントリーフォーム入力)</p> <p>2) 面接試験</p> <p>※免許状又は資格証については、面接の際、原本確認を行いますので、原本をご持参ください。</p>
選考日時	随時
申込方法	<p>以下のWeb申込フォームから必要事項を入力のうえ、お申し込みください。</p> <p>(Web申込フォーム)</p> <p> https://logoform.jp/form/p6et/1458065</p> <p>※エントリーフォーム内に「免許状又は資格証の写し」を添付いただく必要があります。</p>
採用予定日	令和8年4月1日

問合・申込先

<住 所>〒630-8122 奈良市三条本町13番1号 奈良市教育センター

<担 当 課>教育支援課

<電話番号>0742-36-0401

<受付時間>土日及び祝日を除く 午前9時～午後5時

※ 申込書類は受付後返却しません。

※ 申込書に記載された個人情報は、登録、任用に関する事務及び任用後の人事管理に関する事務以外の目的には使用しません。

※ 任用となった場合、申込書に添付いただいた顔写真データを職員録(人材管理システム)に登録し、
庁内で共有いたします(人材管理システムとは、奈良市役所内部の職員管理を担うシステムであり、原則、
市民等外部に公開されるものではありません)。

※ 給与については、奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の改正により、改定する可能性があります。

※ 今後の予算に係る議決状況により、当該募集が取り消されることや任用されないことがあります。

【別紙】(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十二条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十二条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの